

平 15 全経外第 3 号

平成 15 年 3 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会
企 画 部

実務対応報告公開草案第 9 号に対する意見のご送付について

今般、当協会では、実務対応報告公開草案第 9 号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見書を下記のとおりとりまとめましたので、ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

記

I 意見1. 評価モデルによる実質価額算定の優先順位 (Q 3 (1)関係)

種類株式の実質価額の算定方法については、「(1)評価モデルを利用する方法」を「(2)」の「一株当たり純資産額を基礎とする方法」等に原則として優先させるのではなく、目的適合性及び費用対効果の観点から、両者の何れの方法も同列の優先度で認められるべきである。

(理由)

- (1) 現在の環境下においては、評価モデル等によって算定される理論価格は未だ算定の精度に問題がある場合も多い（特に非公開企業が発行体のケースや商品性が複雑なケース等）うえ、必ずしも一般的に当該理論価格により売買が成立することが過去の実績で十分に検証されているとは言えないことから、一株当たり純資産等をベースとした方式との比較上、一概にはどちらが適正か見極めることは不可能である。また、商品の複雑性を捨象して一律の取り扱いを定めるような規定方法には無理があると考えらる。
- (2) 評価モデル方式によって必ずしも常に適切な価額が算出される保証はない一方、専門業者への算出依頼等には多額の費用がかかることを十分に認識いただきたい（1 件当たり初回 500 万円程度、以降決算期末毎に 100 万円程度等）。

特にデット・エクイティ・スワップについては、一般に、最低限、取得時に貸倒引当金を控除しており、また、銀行においては債務者区分が破綻懸念先以下になれば、投資損失引当金を計上する実務も存在することにより、貸出金と同等以上の厳格な評価が既になされている側面もあると考える。

2. 評価モデルを採用する場合の判断基準（Q 3 (1)関係）

実務上の取扱いを明らかにするという実務対応報告の趣旨からは、評価モデルによる実質価額の算出が「困難であると認められる場合」に該当するか否かを株主や会計士等が明確に判断することができるように明記していただきたい。

具体的には、上記意見「1.」の理由を勘案し「信頼性や費用対効果の観点から評価モデルによる実質価額を用いることが困難な場合は」と修正することが考えられる。

3. 回復可能性の判断の明確化（Q 3 (1)関係）

評価モデルにより算定された価額が「50%程度以上低下した場合」には減損処理をしなければならない旨規定されているが、92 項等の趣旨を踏まえ回復可能性を斟酌することが明らかになるよう「回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、」等の前提を追加していただきたい（後掲「II」の「8.」もご参照）。

この点については、実務指針 92 項以外にも 285 項や金融商品会計 Q & A 33 項・34 項も参照項として追加することが考えられる。

4. 実質価額の定義（Q 3 (2)関係）

実務指針 92 項では取得時の実質価額が「財政状態の悪化により」50%程度以上低下したときを著しい下落としているので、「発行会社の財政状態の悪化により著しく下落した」ことが前提となる旨を明確にしていきたい。また、上記「3.」と同様に回復可能性についても言及していきたい。

5. 「1 株当たり純資産を基礎とする方法」の適用順序（Q 3 (2)①関係）

転換前の優先株式は、通常、普通株式とは利益配当請求権や残余財産分配請求権の内容が異なるため、「1 株当たり純資産を基礎とする方法」が算定可能な場合であっても一概には「優先的な残余財産分配請求権を基礎と

する方法」よりも優先適用すべき適切な方法とは言えないと思われる。両者の適用優先度は個別銘柄の特性に応じて判断すべきことを明確化するため、「算定することが可能な場合」を「算定することが可能かつ適切な場合」としていただきたい。

6. 「Q 4」の必要性（Q 4 関係）

種類株式を発行している場合の市場価格のない普通株式の減損処理は、あえてQ & Aとして記載する必要はないと考えられる。

（理由）

- (1) 評価モデルに算出された評価額は、将来の価格上昇期待等を含んだ理論価格であり、また減損処理を行わない場合における種類株式の取得原価は、発行会社の純資産額とは異なる概念である。したがって、「種類株式の評価額」を控除した後に普通株式の純資産額を算定しても適正な実質価額は算定されないと考えられる。
- (2) Q 1 やQ 3 のAで示された方法によっても減損処理の基礎として充分合理的な種類株式の評価額算出が困難な場合があり得ることや、普通株式と種類株式の価格連動性の状況によっては普通株式と種類株式の評価を同時に算定する方法も考えられることから、算出方法を限定する必要はないと考えられる。

II 要望・確認事項等

1. 取得時の会計処理との整合性(実務対応報告第 6 号関係)

取得時の取得価額をつける際は「合理的に算定された価額」が「時価」の一種とされている一方で(実務対応報告第 6 号参照)、今回の「評価モデルを利用した実質価額」は同様の内容と考えられるものの実務指針 63 項ただし書きを尊重し「時価」ではなく「実質価額」の一種としているが、両者の関係を明らかにする必要があるのではないか。

2. 上場会社の発行する種類株式の実質価額算定の簡便法（Q 3 (1)関係）

「現在は転換できないが、将来、転換を請求できる権利を行使して市場価格のある普通株式に転換できること等により普通株式の市場価格と関連性を有するもの」の実質価額の算出にあたっては、評価時点の普通株式の市場価格を利用した簡便的な方法によることも、より実態的な方法として合理的と考えられることから認められるべきではないか（後掲の「4.」もご参照）。

3. 実務指針第 91 項の解釈（Q 3 (1)関係）

実務指針 91 項は期末に「時価」がある有価証券に適用されるものであるが、実務指針 63 項ただし書きにより株式については今次の評価モデルによる期末の実質価額しかないものは「時価のない有価証券」として取り扱うこととされている。この点、当該評価モデルによる期末の実質価額はあくまでも「時価」ではないため、実務指針 91 項を準用するのは実務指針の範囲を超えているとも思えるが、その考え方を明らかにする必要があるのではないか。

4. 上場会社の発行する種類株式と普通株式の減損処理の整合性（Q 3 (2)関係）

「普通株式の市場価格が当該種類株式の取得時点に比べて著しく下落した場合には、当該種類株式の実質価額も著しく低下していると想定され、減損処理を行うことが合理的と考えられる場合が多い」とある。

例えば、Q & A 3 の「(2)」の「①」又は「②」で算出した種類株式の実質価額が種類株式の取得時に比べて 50% 程度以上低下していない時などが想定されるが、減損処理を行うかどうかは実質判断となるため、「合理的と考えられる場合には減損処理を行う」旨の記載とするほうがその趣旨が明らかになるのではないか。

5. 債券に準じて取扱う場合の償還可能性の判断基準（Q 1 関係）

償還条項があっても、現行商法上は償還原資が配当可能利益の範囲内に制限されていることから、発行体の収益力（配当可能利益水準）からみて、償還が難しいと判断される種類株式もあると思われるが、その場合であっても、「債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式」として取扱うことになるのか。

6. 実質価額の具体的な算定方法（Q 3 (2)関係）

「利益配当請求権に関する普通株式との異同や転換を請求できる権利の条件等を考慮して、優先株式を含む種類株式の普通株式相当数を算定することが可能な場合には」とあるが、実務上の対応を考慮し具体的な普通株式相当数の算定方法の例示等をお示しいただきたい。

7. 「市場価格のある種類株式」の判定方法（Q 2 関係）

「容易に転換できる」ものの例示として、「現時点で保有者によって市場価格のある普通株式に転換請求が可能であって、イン・ザ・マネーの状態にある場合」が記載されているが、その他にどのような場合が考えられるのか具体例を示していただきたい。

例えば、中間期末においては「イン・ザ・マネー」の状態にあったため、「市場価格のある株式」として取り扱ったものの、年度末においては「アウト・オブ・ザ・マネー」の状態になった場合、年度末では、単純に「市場価格のない株式」として取扱うこととなるのか確認させていただきたい。

8. 評価モデルによる実施価額の回収可能性の判断基準（Q 3 関係）

上記「I」の「3.」を前提に、評価モデルで実質価額を算定する場合、事業計画等を入手して回復可能性を判定できるときは、金融商品会計実務指針第 285 項を適用して回復可能性を判断するということでよい。

以 上